

### 3-4 仮設建築物における消防用設備等の取扱い

建基法第85条第5項に規定する仮設建築物（以下「仮設建築物」という。）において、毎年営業期間を限定した海の家（浜茶屋）として使用する実態がある。仮設建築物における消防用設備等の設置については下記の条件を満たすことで政令第32条を適用することができるものとする。

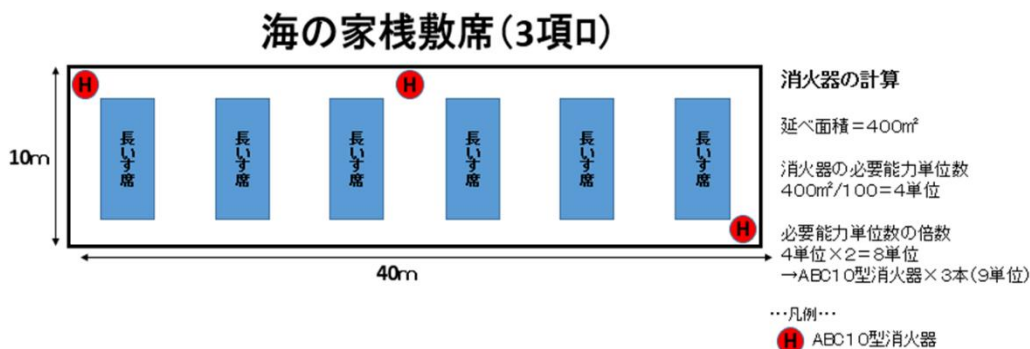
1 仮設建築物の形態

建基法第85条第5項に規定する仮設建築物であること。

2 政令第32条を適用する条件

- (1) 避難階であり、簡明な避難経路により容易に避難できる構造であること。
- (2) 規則第5条の3の避難上又は消火活動上有効な開口部を有すること。
- (3) 営業期間は6ヶ月未満であり、営業期間を終了した後に仮設建築物を除去すること。
- (4) 消火、避難、通報訓練を営業期間内に2回以上実施すること。
- (5) 消火器を設置必要能力単位数の倍数以上及び防火対象物の床面積に上る部分を歩行距離20m以内で包含するよう設置すること。（例1参照）

（例1）



- (6) 自動火災報知設備の設置基準面積以上である場合は、次のア又イのいずれかに該当することで、自動火災報知設備の設置は免除とする。
  - ア 非常警報設備を防火対象物の床面積に上る部分を包含するよう設置すること。
  - イ 非常警報器具を設置すること。
- (7) 非常警報設備の設置基準に該当する収容人員以上である場合は、非常警報器具を設置することで、非常警報設備の設置は免除とする。
- (8) 誘導灯について、次のア又はイのいずれかに該当する場合は、誘導灯の設置は免除とする。
  - ア 規則第28条の2の誘導灯を設置することを要しない部分に該当すること。

- イ 誘導標識を基準通り設置すること。
- (9) 屋内消火栓設備の設置基準面積以上である場合は、次のア又はイのいずれかに該当することで、屋内消火栓設備の設置は免除とする。
  - ア パッケージ型消火設備を防火対象物の床面積に上がる部分を包含するよう設置すること。
  - イ 大型消火器を防火対象物の床面積に上がる部分を包含するよう設置すること。
- 3 仮設建築物における消防用設備等の特例を行う場合の手続き  
仮設建築物の消防用設備等について政令第32条の特例を行う場合の手続きは、同意事務処理要綱に定める消防用設備等の基準の特例適用申請を要しないこととする。
- 4 その他
  - (1) 海の家 の 敷席 の 用途 は 3 項口 と する。
  - (2) 仮設建築物のうち、消防用設備等の特例対象となる防火対象物であっても、防火管理者の選任が義務になるもの及び防災物品の対象となるものについては、法令基準通りとする。
  - (3) 仮設建築物の適用を受けない常設店舗は本特例の対象外とする。